

中国人・韓国人のいわゆる強制連行事件現場では遺骨が発掘され、供養が行われてきた。また遺族等との交流と供養は現在も継続されて行われており、北海道深川では私の高校時代の先輩後輩がその中心人物として活動している。今回、私が知らなかった安重根と千葉十七との関係を学ぶことができたことは、思いがけない収穫であった。

2. 千葉卓三郎と日本国憲法

お祝いの会前日の9日夜、津軽9条の会の主催により『日本の青空』の試写会が行われた。この映画は、日本国憲法が「GHQによる押し付け憲法」であるという憲法改正論者の主張に対して、日本の民衆運動の中に現憲法の源流があることを劇映画にしたものである。

1984年、「自由民権運動（秩父事件）百周年」顕彰の際、自由民権運動家の私擬憲法草案と鈴木安蔵の研究との関連については知られるようになっていたが、その後、あまり触れる機会が少なかったように思う。今回、その中でも日本国憲法に連なる重要な憲法草案として評価（家永三郎ら）されている「五日市憲法」の起草者千葉卓三郎の顕彰碑をこの

機会に訪れることにした。映画の中で千葉卓三郎のことも取り上げられており、翌日訪れることにしていたので一層、楽しみが増した。以下は、本上映が行われた10月20日に行った私の挨拶である。

“本日は雨模様の中、映画『日本の青空』鑑賞に来ていただきありがとうございます。青森県9条の会、常任世話人の弘前大学の神田です。

現在、わが国では日本国憲法をめぐって、「改憲」と「護憲」の世論が二分されております。「改憲」論者は、5月に「国民投票法案」を国会で強行採決し成立させました。

これに対して日本国憲法の根幹部分、とりわけ第9条の第2項を守ろうとする人々は、2004年6月「9条の会」を組織して、この3年間、草の根の運動を展開してきました。最新の数では、6734の組織が生まれているそうです。これは60年安保闘争を上回る大きな民衆運動の高まりと言えらると思います。今、「9条の会」は地域別、分野別に広がっていますが、この映画の製作者である小室プロデューサーは、3月に来青したときに、映画人として改憲反対の方策はないかと考えた結果、この映画の

製作を思いついたと述べております。

映画『日本の青空』は、「アメリカによる押し付け憲法論」が安倍前首相などによってまことしやかに言われる中で、それが誤りであることを明らかにしています。憲法学者鈴木安蔵の足跡をたどりながら、日本の民衆が明治期の自由民権運動以来の闘いのなかで、現日本国憲法を勝ち得たものであることをこの映画は証明しています。それはすべて事実であります。

8月9日に弘前ではこの映画の試写会をしましたが、この中に「五日市憲法草案」の話が出て参ります。この憲法の起草者は千葉卓三郎という人ですが、宮城県の旧志波姫町役場前に彼の顕彰碑が建立されており、憲法草案の一部条項が刻まれています。それらを読むと現在の日本国憲法に酷似していることが分かります。先日、私はこの碑を見学し、千葉卓三郎の生誕地まで足を運んできました。

『日本の青空』の主人公、鈴木安蔵氏は戦時中の困難な中で、日本国憲法の源流となる多数の私擬憲法草案を研究していました。この映画は彼のたどった足跡を誰にでも、特に若い人に分かりやすく明らかにして

おります。

また、さらに詳しくは今年2月10日にNHK教育で放映され、再放送が何度かなされていますが、『焼け跡から生まれた憲法草案』という番組が参考になります。ご覧になりたい方は事務局に言っていただければビデオをお貸しします。

最後になりますが、安倍政権が退陣したとはいえ、改憲の動きが止まったわけではありません。改憲を止めさせ、日本国憲法の根幹、とりわけ憲法9条を守り、これを「世界の宝」にする運動を皆さんと一緒に進めたいと思います。ひとつお願いですが、今後の運動のこともありますが、今後の運動のご意見をお願いします。”

今回、東北で二つの碑を見学後、お祝い会に出ることができた。翌日は岩手県田野畑村まで遠出した。「小〇の旗」の三閉伊一揆の指導者太助を生んだ村であり、ここには「一揆の碑」がある。二つの碑と田野畑の碑を見た後、小作争議（農民運動）などの顕彰も続けなければ歴史から消えていくかもしれない。東北各地の民衆史から学ぶことは多い。

中小企業振興条例制定

昨年12月13日、県議会で「青森県中小企業振興基本条例」が全会一致で可決・制定されました。この問題について、自治研の理事である、青森県商工団体連合会の事務局長吉田好男氏が「月刊民商」に報告を寄せていますので、本人の了解を得てその要旨を「会報」に載せます。

この条例の前文は、「青森県の中小企業は、これまで、生産、流通など本県の経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすと共に、地域の経済と雇用を支え、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた」と明記され、私たちが県知事に対する要請のなかで明らかにしてきた「中小企業・中小業者の担ってきた役割」と一致した内容になっています。

次に前文は、「近年、経済活動の国際化、消費者の需要の多様化、急速な少子高齢化、環境面での規制の強化、情報技術の急速な発展により、本県の中小企業は、事業活動の再検討や事業の方向転換の必要に迫られるなど極めて厳しい経営環境におか

れ、活力の低下が懸念される」としています。まさに消費不況のあおりを直接受けてきた中小零細企業の実態をも指摘し、今後の中小企業・中小業者のあるべき姿を、行政と中小企業・中小業者、消費者との認識を共有しつつ、悪化している厳しい経営環境を切り開く展望を示しているもので、歓迎すべき内容になっています。

県連(青森県商工団体連合会)は、毎年実施してきた県知事への要請のなかで、「わがまち中小業者宣言」の制定の提案を幾度も訴えてきました。その提案が生かされた振興条例の内容に確信を深めています。

自助努力の域を越える現状

中小業者は、大企業の一方的な取引停止などで営業が続けられなくなったり、大資本の中小企業分野への進出で廃業に追い込まれています。

県内中小業者の現状は第一次産業では、農業は天候に左右されながら国の農業政策による減反、ホタテ養殖漁業は貝毒や他国の参入等で輸出の減が著しく後継者難にあえいでいます。

第二次産業の製造業と建設業は、

二つの顕彰碑めぐり～安重根と千葉卓三郎～

神田 健策

1. 安重根(アン・ジュンゲン)と日韓交流

2007年8月10日は非常に暑い日だった。吉田寛一先生の95歳のお祝いと阿部長寿組合長の農協人文化賞受賞の会に参加する恩恵に浴した。石巻まで車で出かけることにしたので、この機会に旧志波姫町(現栗原市)にある自由民権運動家の千葉卓三郎の顕彰碑と生誕地を訪れたく、旅行のルートに入れた。

弘前の自宅から東北自動車道路を走って約3時間。若柳金成ICから一般道路に出ると間もなく、「安重根の碑」の看板が目に入ってきた。「安重根」と言えば、言うまでもなく1909年10月、伊藤博文首相を中国ハルピン駅で射殺した人物であり、韓国では英雄として祭られている。10年ほど前、黒竜江省ハルピン駅にその事跡を訪ねたことがある。しかし、私は「安重根の碑」がある若柳町大林寺との経緯を知らなかったので不思議に思って、立ち寄ることにした。

議に思って、立ち寄ることにした。

安重根は伊藤博文暗殺後、翌1910年3月、旅順刑務所で処刑(絞首刑)されるが、彼の看守が若柳町出身の千葉十七であり、その菩提寺が大林寺である。千葉は、刑務所内で安重根の世話係をする中で、二人の間には尊敬と友情にも似た気持ちが通い合い、処刑される前に、安は千葉に一枚の書を贈った。そこには「為國献身軍人本分」と揮毫されており、この書が大林寺の碑に刻まれている。

千葉は故郷に戻った後も、この遺墨を大事にして安重根の供養を続け、1934年に49歳で亡くなるまでお参りを欠かさなかった。没後は家族が彼の遺志を守り続けてきたという。千葉の遺族が保管していた安重根の遺墨は、1979年、韓国に返還されたことを契機に、日韓関係者の交流が一層進むようになった。大林寺住職の理解もあり、1981年、多くの人の協力によって境内に碑が建立されたというのが経緯である。そして今日では日本と韓国の平和を願う人々によって「安重根義士と千葉十七夫妻の日韓合同法要」が1992年より9月6日に行われているとのことである。

私は北海道時代、「民衆史掘り起こし運動」に関わったことがあるが、

きる力」の育成、道徳教育など、グローバル化の下での「多国籍大企業に役立つ人材の育成」という根本課題を実現しようとするものと言えよう。

「1947年教育基本法」は、戦争の惨禍が、天皇主権の軍国主義体制の下で「教育勅語」を中心とする天皇制絶対主義教育がその重要な役割を果たしたことを深く反省し、国家が教育に介入して再び戦火が起こらないようにと、定められたものである。そのことを前文で「この（日本国憲法）理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」と記し、国家など公権力による教育介入を防ぐため、第10条で「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」と明記している。これに対して、「2006年改悪教育基本法」は、教育における新自由主義改革（弱肉強食の競争原理の徹底）を実現するため、国家の介入を阻止する教育基本法の基本構造を、180度転換させ、「愛国心」など国家が決めた徳目「教育の目標」（第2条）を達成することを、教育の目標としている。これでは教育基本法を中心とする教育法は、子どもたちの教育を守るものから、その恣意的目標を子どもたちに強制するものへと転化してしまう。

さらに問題なのは、今回の改訂は文部科学大臣の諮問に応じて、中教審が答申するという形を取っているが、それでは、教育における新自由主義改革のスピーディーな実現が図られないということで、安倍前内閣は「教育再生会議」を内閣に発足させ、内閣が直接に2006年改悪教育基本法の実行を点検・監視し、公然と国家による教育介入をしようとしている。その目論見は、福田内閣の下で「教育再生懇談会」に引き継がれ、強行されようとしているのである。

これらの目論見に対して、いま私たちに何が求められているのであろうか。一つは、その反動的な教育再生の取り組みが、新自由主義的「構造改革」の教育分野での表れであることを見定めながら、国民主権の日本を構築するという国民的運動の中に位置づけて闘うということ。もう一つは、教育の分野において、日々の教育活動で、学校の主人公である子ども・父母・教職員が真に連帯しながら、参加と共同の中で学校づくり・教育づくりを進めていくということではないだろうか。

大手資本の進出が目白押しとなり、県内の業者は大手資本の下請け化し、業態変更も余儀なくされています。

第三次産業も、大手資本の進出で卸・小売業は衰退の一途をたどり、主要商店街では、空き店舗が増加し、また、大型店の売場面積も県内で60%を上回っています。

こうした産業別の動向をみても、県内各地の中小企業を取り巻く営業と経営環境は、自助努力の域を越えています。

県に「仕事おこし」で要請

県連は、05年度に県の商工労働部が県内1000件の中小業者を直接訪問して聞き取り調査した結果を、独自に分析し「行政に求めるもの」などをまとめ、中小業者施策の充実を求めてきました。06年2月に中小業者が安心して営業継続できるように、「仕事おこし」について県知事に対して次のような項目で要請をおこない、その後も継続して要請行動を取組んでいます。

【要請項目】

①地元の中小業者が、県経済の担い手として果たしている役割について、位置づけを明らかにしていただき

い。

②雇用の確保をはかるためにも、中小業者の仕事確保の支援策を進める。

イ. 自治体の営繕・修繕の小規模工事を、簡易な入札登録制度の実施で受注できるように支援する（新たな予算の計上は必要ありません）。

05年2月の要請の際には、担当部局より「県としても検討してみる」旨の発言もされました。地元中小業者への小規模工事・営繕等に、簡易な登録制度により、仕事を受注できるよう働きかけてくださるよう要望します。

ロ. 「まち」をつくり上げてきた地元の商店街の育成をはかり、郊外型大型店舗の進出を規制する施策をすすめる「まちづくり条例」（仮称）をつくり、地元商店の活性化をはかること。地元の中小業者の営業環境が整うことにより、地元雇用の確保も増加させることにもなりえるのではないのでしょうか。

ハ. 中小業者の資金不足に乗じた「高利金融」を利用しなくてもいいように、簡易で低利な融資制度の充実をはかること。

ニ. 地元の建築業者が受注できる「住宅・店舗等のリフォーム助成」制度を実施し、地元資金が還流で

きるような施策の実施で、地域に元気をあたえるものと考えます。

07年2月に要望した際は、「個人資産についての援助になる」という趣旨で前向きな回答はなかったものの、地元で資金が還流する意味からも、県経済に果たす大きな役割が、実施している自治体から成果の大きさが報告されています。

③地元の中小業者が、営業に確信をもてるように、資格や技術向上の研修等、民間まかせでなく、行政として支援策をはかること。

④中小業者の実態として「国保税が払えないでいる」「年金保険料の未納で無年金者になる」など、将来の生活設計も考えられない実態のなかで、生存するかぎり中小業者として営業をしつづけ、生活を支えるしかないという、中小業者に対して行政としてのあり方も求められていると思います。そうした意味からも、生活支援資金の創設（「緊急支援資金」等）。営業に関する資金融資の充実として「無保証・無担保・無利子」の制度の創設を切に求めます。

支援策の弱さの抜本的打開

要請内容で明らかなように、青森

県では中小業者に対する支援策が大変弱く、充実が緊急に求められています。採択された「条例」は、今後の中小業者の要求、「仕事確保」等の営業環境改善、「中小業者の政策提言」での大きな活用ができるものと期待されています。県連も条例の内容を具体化させ、施策充実を求めて運動を強化していきます。

◎「教員採用制度と臨時教職員制度の改善を求める青森県民の会」と自治研の共催で、蓬田村の古川村長の講演会を以下のようにやります。

日時：08年6月28日（土）2時
場所：県教育会館

参加費：300円

終了後、講師を囲んで懇親会。具体的な演題は未定ですが、決まり次第、お知らせします。

◎「住民と自治」誌4月号は、地域医療の問題について特集をくんでいますが、青森自治研の会員である金川佳弘氏が財政健全化法とのかかわりを解説しています。ぜひ一読を。

2008年4月4日 第40号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

自治研

「改定学習指導要領」から見える、財界・政府の新しい自由主義的教育「構造改革」

2008. 3. 3 理事 奥村 栄

本年2月15日、文部科学省は中央教育審議会（中教審）答申に基づき、幼稚園・小学校・中学校の改定学習指導要領案を発表した。

（※3月28日には案がとれた「学習指導要領」が告示された。それによると、総則に「我が国と郷土を愛し」という文言を挿入。小学音楽では「君が代を歌えるよう指導」。小学国語では「神話」を新たに盛り込み。中学社会では安全と防衛だけではなく「国際貢献について考えさせる」と、自衛隊の海外活動を意味する文言を付け加えるなどの重大な修正が行われた）

今回の改定案は、2006年改悪教育基本法、学校教育法などの教育改悪3法強行後はじめての改定であって、改悪教育基本法・教育改革3法の具体化としてなされたものである。財界・政府による教育における国家改造計画実現のため、教育への国家介入を強め、「愛国心」をはじめとする財界・政府が望む「徳目」を子どもたちに強制しようとすることをその中心的内容としている。具体的には、授業時間数の増加や小学校における外国語活動、そして「生